

佐賀県告示第 104 号

佐賀県文化財保護条例（昭和 51 年佐賀県条例第 22 号）第 37 条第 1 項の規定により、佐賀県登録文化財として次のとおり登録する。

令和 5 年 4 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県登録文化財

登録番号	種別	名称	員数	所在地	所有者又は保持者	雅号
登第 1 号 (絵)	佐賀県登録文化財 〔有形文化財（絵画）〕	龍造寺天満宮 縁起絵	1 幅	佐賀県佐賀市本庄町鹿子 179 番地 鹿子天満宮 (菅原神社)	鹿子地区	—
登第 2 号 (無民)	佐賀県登録文化財 〔無形民俗文化財〕	浮立面制作 (小森恵雲・小森恵司)	—	佐賀県鹿島市古枝甲 1221 番地 1	小森恵吾	小森恵雲
					小森恵司	—
登第 3 号 (無民)	佐賀県登録文化財 〔無形民俗文化財〕	浮立面制作 (中原恵峰)	—	佐賀県鹿島市大字高津原 3487 番地 4	中原晋	中原恵峰